

取 扱 基 準

名 称	新潟市ほ場整備促進活動費補助金（旧合併建設以外）
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■
補助金の概要	県営ほ場整備事業を実施するにあたり必要とされる事前調査、計画作成等にかかる地元負担に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。
目 標	数値化□ 非数値化■
	農地集積の加速化や農業経営規模の拡大に資する農地の大区画化・汎用化を促進し、力強い農業生産基盤を整備することを目的とする。 <目標が数値でない場合の評価方法> 農業団体からの聞き取りでほ場整備促進への貢献を確認する。
補助事業者	①土地改良法第3条に規定する者、②土地改良区、 ③農業協同組合、農家組合のほか市長が特に必要と認めた者 ※補助金等交付申請書の提出があった事業者の情報について公表します。 事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。 その際は直接担当課にお問い合わせください。
補助対象経費の内 容	①換地調整事業費、②県営事業計画作成費 ③その他市長が特に必要と認める経費
補助額 及びその算定方法 又は補助率	○換地調整事業 総事業費×20% ○県営事業計画作成 総事業費×12.5% （「農業競争力強化基盤整備事業実施要綱」、「農山漁村地域整備交付金実施要綱」を適用する場合） ○県営事業計画作成 総事業費×25% （上記以外） <補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由>
開始時期	令和4年4月1日
評価の時期	令和6年9月30日
終 期	令和7年3月31日
	（終期が3年を超える場合の理由）
補助事業者による 情報の公表	〔内容〕該当地区のほ場整備促進活動事業は、新潟市からの補助を受けて実施している旨 〔媒体〕ホームページ、会報等
担当部署	農林水産部 農村整備・水産振興課、各区役所産業振興担当課 電 話 農林水産部農村整備・水産振興課 025-226-1824 北区産業振興課 025-387-1385 江南区産業振興課 025-382-4821 秋葉区産業振興課 0250-25-5688 南区産業振興課 025-372-6541 西区農政商工課 025-264-7623 西蒲区産業観光課 0256-72-8431 e-mail noson@city.niigata.lg.jp